2010.12

PL Report ＜2010 No.8＞

国内の PL 関連情報

製品安全規制法体系の見直し開始

（2010 年 10 月 22 日、日刊工業新聞　他）

経済産業省は製品ごとに安全規制を行う現行の法体系から、製品の果たす機能から安全基準を定める法体系に変更する必要性の有無について調査を始める。

8 人程度の有識者からなる委員会を立ち上げ、欧州各国の製品安全規制や認証機関の実態を把握し、日本の現状との比較し、2011 年 3 月中旬までに報告書をまとめる。

機能に着目して規制を定める欧州と日本の現行の製品安全の法体系を比較し、典型的に差異がでる事例を具体的なデータで分析・検証する。日本の現法体系の適切さを見極め、欧州型体系の効果が高いとの結論がでれば、2011 年度以降に法改正に着手する予定である。

ここがポイント

欧州で施行されている法体系では「機能安全項目」を規定し、製品の機能から安全基準が規定されています。これは製品の持つ機能をカテゴリー分けし、許容できる安全レベルの機能を規定しています。安全基準の基本要件は「製品が安全に使用できること」となっています。

日本の製品安全規制は、製品ごとに安全基準を規制し、非常にきめ細やかなものとなっています。しかし個々に規制しているため、新分野の製品（例：サービスロボット、3Dテレビ等）などでは製造業界の自主規制に頼っている現状です。今後も開発速度の向上により新分野の製品がさらに増加することが予想され、対応する法規制が間に合わなくなることが考えられます。

この点、欧州型規制は機能安全項目を設定しているため、機能が同一である以上、新分野の製品にも適用できる規制となります。製品自体が新しい技術で実用化されても、機能安全項目で基準が示されており新たな規制で対応する必要がなくなります。

事業者としては、このような法体系の動向を注視し、適用法規の変更へも適時に対応できるよう社内マネジメントシステムの整備を行うことが重要です。また、機能安全基準を満たすには、企業におけるリスクアセスメント能力が不可欠となります。

ビーズ玉が耳に詰まる事故

（2010 年 10 月 29 日、東京読売新聞　他）

消費者庁はビーズ玉が子供の耳に詰まる事故が発生していることより、10 月 28 日にニュースリリースにて使用者に注意喚起を行うと共に製造業者に対し同様の事故発生の防止に取り組むよう要請した。

小さなビーズ玉を並べて描いた絵柄に水をかけ、乾けば固定されるという玩具で遊んでいるうちに、ビーズ玉が子供の耳に入り内部にくっついて取れなくなる事故が、2004 年の販売以降７件発生していた。内 4 件の事故では、医療機関で全身麻酔を施してビーズ玉を除去した。

製品には有害な重金属等は含まれていないが、子供がビーズの付いた指で耳、鼻などを触り、

鼓膜などの器官の奥にビーズがくっついた場合、取り出すための手術が必要となることがある。

ここがポイント

玩具にまつわる子供の事故では、小さな部品や電池の誤飲あるいはシールやビニール袋による窒息などに対し、種々の対策が講じられています。今回の事故ではビーズ玉が水分により粘着性が増す商品であるにも関わらず、開発時点に十分な安全性の検証が行われていなかったことが窺われます。事業者には、以下の 3 点につき一層の注意を払う必要性を提起したといえます。

1. 異物進入が重大な結果に結びつきやすい口や鼻や目に比べて、耳に対する異物侵入の考察が不足する。
2. 使用中に商品の性質が変化する（今回の場合は水分を加えることで粘着力が増し、乾燥すれば固着する）ことに対し、それぞれの状態におけるリスク分析に抜けが生じる。
3. 上記の 1. と 2. の結果、リスクアセスメントにおける使用環境の設定に抜けもれが生じ、ワーストシナリオを想定したリスク低減対策の検討がなされていない。

使用環境の設定に際しては、製造業者が期待する使用方法や、容易に予見される使用方法のみならず、様々な誤使用の形態も想定することが不可欠といえます。

「アレルギーでも食べられる卵」は誇大表示

（2010 年 10 月 30 日、毎日新聞　他）

消費者庁は 10 月 29 日、「アレルギー患者が食べられる」として卵を販売していることを注意喚起する報道を行った。

複数のインターネットサイトにて、販売されている卵はアレルギー患者でも食べられると受けとられる記載がされている。これらの表現を信じて卵を摂取することがあれば、アレルギー患者の生命にかかわる可能性があることより、消費者庁は事業者に対し誤解を与えない表現に修正するよう指導している。

卵アレルギーの原因物質は卵の主要成分であり、卵アレルギー患者が発症を防ぐためには、卵の摂取を避けなければならない。事業者によるサイト上の表現は、食品等に関して、公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽又は誇大な表示・広告を禁止する食品衛生法第 20 条に違反するおそれがあるとしている。

ここがポイント

食品衛生法第 20 条は「食品、添加物、器具又は容器包装に関しては、公衆衛生に危害を及ぼす恐れがある虚偽の又は誇大な表示又は広告をしてはならない。」としています。

「誇大な表示又は広告」の判断について、消費者庁食品表示課作成の「虚偽誇大表示のガイドラインに関する運用について　Q&A 」では、誇大表示が明らかと判断できる例として、「一般消費者向けの広告等において、医師又は歯科医師の診断、治療等によらなければ一般的に治癒が出来ない疾患について、医師又は歯科医師の診断、治療等によることなく治癒できるかのような表現を用いている場合」と紹介しています。

食品の表示に関しては、食品衛生法の他に健康増進法第 32 条や JAS 法があり、食品を含む商品・サービス全体を対象とした表示については、不当景品類及び不当表示防止法が制定され、実際よりも著しく優良であると誤認させる表示等が禁止されています。事業者はこれらの法律を遵守すべき義務があるだけでなく、消費者に正確な商品情報を分かり易く表示することが求められます。

海外の PL 関連情報

米国で消費者製品の事故情報データベースを構築

米国の CPSC（消費者製品安全委員会）は、消費者製品に関する事故情報データベースを整備し公開するためにシステム構築を進めている。

事故情報データベースは 2008 年に制定された消費者製品安全改善法（CPSIA）第 212 条の規定に従い CPSC にてシステム構築が検討され、本年 5 月に最終案が提示された。11 月 17 日までにコメント募集や公聴会などで関係者からの意見を募っている。本事故データベースの開設及び公開は 2011 年 3 月である。

事故情報データベースのシステムが稼動すれば、消費者は、インターネットのサイトを通じ、製品事故情報を報告し、事故情報を検索（事故種類別、製品別、製造・販売業者別など）することが可能となる。本データベースのシステムにより、消費者から製品事故報告がなされれば、CPSC から 5 日以内に該当製造業者へ通知がなされ、その日から 10 日後の CPSC による事故報告データベースの公表前に、製造業者は事故を評価し、コメントをすることが求められる。

ここがポイント

データベースシステムの基本的な仕組みや運営ルールについては、本年 5 月に CPSC から公表されています。これによれば、消費者等から事故報告され CPSC から製造業者への通知後、10 日以内に製造業者が事故を評価し「事故事実に誤謬がある」などとコメントすることで CPSC へ事故情報の非公表を求めることができます。CPSC が非公表と判断しない場合は、10 日経過後に CPSC のホームページ上で事故情報が公表され、誰でもが閲覧・検索できることになります。消費者等からの事故報告は消費者の苦情である可能性が高く、公表されれば製品の悪評を招いたり、集団訴訟を形成する元となることが予想されます。

事故情報を評価した結果について、製造業者はコメントを提出する権利があります。しかしながら、評価のための期間は 10 日間であり、短期間に限られた事故関連情報から製品の安全性についての一定の見解をださねばならないことになります。しかも、消費者からの事故報告の情報が正確性に欠けることなどにより短期間の分析や評価が困難な場合、的確なコメントができないおそれがあります。また、当該事故について訴訟となった場合には、提出したコメントが不利な証拠として扱われるリスクも考えられます。

事故情報を迅速・的確に分析し、適切なコメントを提出する対応をとるためには、製造業者において専門チーム設置等の体制整備が必要になることも考えられます。米国で消費者製品を製造・販売する事業者は、CPSC のデータベースシステムが構築される際の影響を十分理解し、自社の体制強化等の対応を検討する必要があります。

米国民事訴訟制度改革を望む声が強い

米国商工会議所内に設置された法的改革研究所（Institute for Legal Reform, ILR）は、11 月 3 日民事訴訟制度改革を望む声が強いとする市場アンケート調査結果を発表した。

市場アンケート調査は中間選挙投票日に行われたもので、中間選挙の投票者 1,000 名に対し

民事訴訟制度への展望と次期国会への訴訟制度改革の要望についての意見収集がされた。多くの回答者は「不誠実で実体のない訴訟が多すぎる」とし、次期国会で司法制度改革を継続することを望んでいるとの結果が得られた。

投票動向は政治と経済への国民の要望が反映されるが、不誠実に提起された民事訴訟にかかる制度上の経費が高額で経済への悪影響があり、訴訟制度改革を推進することを支持するとの意見が強いことが判明した。

調査結果の主な意見は以下のとおりである。

・「現行の民事訴訟制度は良好に運用されてはいない」 54%
・「不誠実に提起された実体のない訴訟が多すぎる」 88%
・「次期国会は訴訟制度改革を継続すべきである」 81%
・「訴訟制度改革を支持する議員を支持する」 50%

ここがポイント

米国の政治社会の行く末を左右する大統領選挙の中間時期に行われる米国議会議員選挙の結果は、社会制度の一部である訴訟制度の今後に大きく影響することになります。訴訟制度への負担は、不誠実に提起される訴訟の維持、管理の経費がその社会上の必要性から疑問視されています。不法行為法制度の社会的負担額は国民 1 人当たり年間＄838 に及んでいると報告されています。（Towers Perrin「2009 Update on U.S. Tort Cost Trends」より）

不誠実に提起される訴訟では、PL 訴訟における被告企業にとっても、防御の対応や費用で多大な負担となります。裁判の結果で「根拠のない訴訟」とされても、費消した弁護費用全額が返却されることはめったにありません。弁護費用の請求のためには新たな訴訟を提起することになり、弁護費用が別途発生することで、最終的に訴訟対応費用を十分に回収することは難しい実態があります。

訴訟により自らの正当性を主張していくには費用がかかり、より緻密に審理するために多大な費用と時間がかかるようになっています。訴訟で敗訴すれば被告企業にとって負担が更に大きくなることからも、訴訟経済の観点から、仮に企業が勝訴の可能性がある場合でも示談で解決される傾向があり、不誠実で根拠が薄弱な訴訟を提起させる原因となっています。

現行訴訟制度が不適切な訴訟提起を容認することへの否定的な意見が増加しており、迅速な訴訟手続を維持しつつ提訴内容の適切性が吟味される制度が望まれます。国会内の政治勢力にも変化があり、根拠が薄弱な訴訟の提起を防ぐ法案が再度議論されることが期待されます。